

(4) 一時預かり事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑥（略）

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

<内容>

法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）をいう。

児童福祉法

第34条の11 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

<内容>

○ 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を行う場合には、当該事業を開始するに当たり、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(4) 一時預かり事業関係」において同じ。(※)）に届け出ることとする。

① 事業の種類及び内容

② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

③ 条例、定款及び職務の内容

④ 職員の定数及び職務の内容

⑤ 主な職員の氏名及び経歴

⑥ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員